

## 用語のご説明

補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

	用語	説明
あ	医師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	継続契約	病気を補償する同一の特約を連続してセットされている場合において、前契約の保険期間終了日と同一日を保険期間開始日とする契約をいいます。 ただし、直近で在籍していた学校においてもAIG損保の保険契約に加入されていた場合に、同一日での継続でなくとも継続契約とみなせる場合があります。
け	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注) ことも総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	支払対象期間	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用支払対象期間終了日までの期間をいいます。
	支払年度	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日までをい、支払対象期間が1年を超える場合、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から順次1年間ずつをいいます。
	重度の後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの（同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの）をいいます。 例：両眼の失明、咀嚼および言語の機能の全廃…など
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
	初年度契約	各特約において、その特約を初めてセットした契約をいいます。また、継続契約に該当しない契約も含みます。
	同一の病気	次のいずれかに該当する場合をいいます。（後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。） ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院をしなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
	特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（注1）および指定感染症（注2）をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。 (2022年6月現在) エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9亜型に限り。） (注1) 同法第1章第6条（定義等）第7項第3号の適用対象となっている間に限ります。 (注2) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限り。
	配偶者	婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（ただし、これらの事情・状態があることを、書面などにより確認できる場合に限り。）。
発病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された場合をいいます。	
被保険者	保険の対象となる方をいいます。	
扶養者	お子さま（被保険者）の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。	
は	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額（ご契約金額）で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保険年度	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン（特約の組み合わせ）の内容を変更（一部の特約の追加・削除）してのご契約はできませんので、ご了承ください。（個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償 等）  
引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。  
このパンフレットは総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

<p>■取扱代理店・扱者</p> <p><b>グローバル・アイ</b></p> <p>TEL：044-959-1200 FAX：044-955-2232</p> <p>〒215-0021 神奈川県 川崎市 麻生区 上麻生 1丁目 7-14-202</p> <p>担当：高橋</p>	<p>■引受保険会社</p> <p><b>AIG損害保険株式会社</b></p> <p>学校契約センター TEL：076-443-8740 (受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始を除く) 〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111</p>
--	--

S-230398 2024-03

## 保護者の皆様へ

# 学校法人 山口学院 埼玉平成高等学校

# 高校生総合保障制度 のお知らせ

(子ども総合保険)

大切なお子様のご入学、ご進級、心よりお喜び申し上げます。  
今回ご案内する総合保障制度は、埼玉平成高等学校の生徒全員が加入している制度です。  
学校内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する危険も  
総合的に補償する制度です。

詳しくはプラン表をご確認ください。

24時間補償

団体割引適用

熱中症補償

## 高校生総合保障制度の特長

- 補償期間中、1日24時間(学校の休みの日も) 補償します。
- 扶養者の方が不慮の事故によるケガが原因で亡くなったり重度の後遺障害が生じた場合、**育英費用** を補償します。
- お子様があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときの**法律上の損害賠償責任** を補償します。  
**示談交渉サービス\*** がセットされています。  
\*示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。  
国内のみのサービスとなります。
- お子様**ケガ**をした場合に補償します。
- 「健康」「医療」「弁護士」相談サービス が受けられます。
- 細菌性食中毒** または **ウイルス性食中毒** を補償します。



ご加入いただく皆様へ  
本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」など）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。  
特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」など）が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問合せは、本書裏面の取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、本書裏面の取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

S-230398 2024-03

# 保護者のご希望をカタチにした 『高校生総合保障制度』です。

(補償内容の詳細は、本書「補償概要」のページをご覧ください。)

## ■基本補償

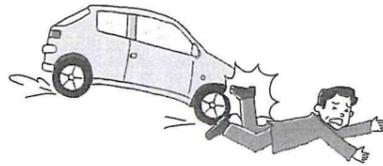
### ●個人賠償責任補償

お子様やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。  
※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。



### ●育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。



### ●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、お子様がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。  
※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



## ■特約補償

### ●細菌性食中毒補償

お子様が摂取したのものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●熱中症補償

お子様が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●傷害医療費用補償

お子様がケガをして医師の治療を受けた場合に、実際に負担した治療費用、医師の指示による差額ベッド代や入院時の交通費などを補償します。

### ●携行品損害補償

お子様が携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。※自転車など一部補償対象外の物があります。

補償期間  
(保険期間)

2023年4月9日午前0時 から 2024年4月9日午後4時 まで

○制度掛金(保険料)7,670円(1年分) 2年次以降は加入者証にてご案内をいたします。

プラン表(補償項目/保険金額)		A プラン
基本	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	1 億円
	育英費用 (一時金) ★	100 万円
	死亡保険金 ●■ ★	185 万円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって) ●■ ★	185 ~ 7.4 万円
	入院保険金 日額(180日限度) ●■ ★	2,000円
	手術保険金 (1事故あたり1回)手術の際の 入院の有無によって入院保険金(日額)の ●■ ★	入院中 10倍 入院中以外 5倍
特約	細菌性食中毒補償 [補償範囲を拡大する特約]	●の補償項目が 補償対象となります
	地震・噴火・津波補償 [補償範囲を拡大する特約]	★の補償項目が 補償対象となります
	熱中症補償 [補償範囲を拡大する特約]	■の補償項目が 補償対象となります
	傷害医療費用 ● ★ (1事故あたり支払限度額)	80 万円
	携行品損害補償 (保険年度あたり支払限度額) (自己負担額 3,000円)	10 万円
	制度掛金(保険料) (一時払)	7,670 円

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。

※各プランの保険金額、制度掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者1,000名以上の場合の団体割引を適用したものです。

# 保険金お支払例

## 個人賠償責任

保険金合計

15,745,000円

【補償内容：Aプランの場合】



帰宅途中、雨が降ってきたので急いだところ、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。

●個人賠償責任  
15,745,000円

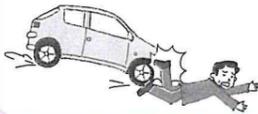
## 育英費用

保険金合計

1,000,000円

扶養者が交通事故で死亡した。

●育英費用・・・1,000,000円



## 傷害（ケガ）

保険金合計

20,000円

クラブ活動中、足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。

●入院保険金・・・20,000円  
(2,000円×10日)  
●傷害医療費用を実費でお支払いします。



## 高校生総合保障制度 子ども総合保険補償概要

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 個人賠償責任補償 (国内外補償)

■保険金をお支払いする場合■  
被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物（情報機器などに記録された情報を含みます。）に損害を与えたり、国内で電車など（※）を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人（加入者証記載の被保険者）の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 ●受託品（被保険者が他人から借りたり預かりたりしている財物をいいます。）については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。（※）電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。

### 賠償責任補償

■賠償責任補償をお支払いする保険金■  
次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金（1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度。） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。） ●（注1）受託品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。） ●動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハングライダー搭乗、ヒッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 ……など ●（注2）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要で、（注3）受託品にかかる損害賠償責任を除き、この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の出任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。（注4）学校の管理下中やクラブ活動中、

### 育英費用補償 (国内外補償)

■保険金をお支払いする場合■  
扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。（注1）同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。（注2）「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。 ●育英費用保険金をお支払いした場合 ●被保険者が独立して生計を営むようになった場合 ●被保険者が扶養されなくなった場合  
■保険金をお支払いしない主な場合■  
次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為

### 傷害補償 (国内外補償)

■保険金をお支払いする場合■  
【死亡保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。（注）同一保険年度に生じたケガによるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。  
【後遺障害保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。（注）お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。  
【入院保険金】被保険者がケガにより入院した場合に、【ご加入の保険金日額×入院日数】をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象）  
【手術保険金】被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術

### 熱中症危険補償 (国内外補償)

■保険金をお支払いする場合■  
急激かつ外来の日照または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。【対象となる保険金】「傷害補償」「死亡・後遺障害・後遺障害追加・入院・手術・通院」の保険金

### 傷害医療費用補償 (国内外補償)

■保険金をお支払いする場合■  
被保険者がケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。（1事故につきご加入の保険金額限度） ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用（注）労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。

### 携行品損害補償 (国内外補償)

■保険金をお支払いする場合■  
被保険者が、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（乗車券、通貨などは5万円）を限度として、時価額（※）で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。（保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度）（※）保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。（注1）携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。） ●自動車、自転車、オートバイ、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ……など（注2）自己負担額（1事故につき3,000円）があります。

定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。被保険者の範囲 ①本人（加入者証記載の被保険者をいいます。） ②本人の親権者 ③本人の配偶者 ④①から③までの同居の親族 ⑤①から③までの別居の未婚の子 ⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

■保険金をお支払いしない主な場合■  
次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ……など ●受託品にかかわる保険金をお支払いしない主な場合 ●被保険者以外の者に転貸されている間に、上記に加えて、次の事由によって生じた損害 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為、犯罪行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している場合 ●放射線照射 ●放射能汚染 ●戦時・戦中・戦後による損害賠償責任 ……など

または競争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病氣・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病氣により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射 ●放射能汚染 ●戦時・戦中・戦後による損害賠償責任 ……など

1回程度） ①入院中に受けた手術の場合 【入院保険金日額×10】 ②①以外の手術の場合 【入院保険金日額×5】  
■保険金をお支払いしない主な場合■  
次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または競争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病氣・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病氣により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを覆い隠すに足りる医学的見解を認めないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●特に危険な運動中のケガ（ヒッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射 ●放射能汚染 ……など

■保険金をお支払いしない主な場合■  
【傷害補償】の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

■保険金をお支払いしない主な場合■  
【傷害補償】の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

■保険金をお支払いしない主な場合■  
【傷害補償】の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

■保険金をお支払いしない主な場合■  
【傷害補償】の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

■保険金をお支払いしない主な場合■  
【傷害補償】の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ



ご加入すると  
ご利用いただけるサービス



- 精神的につらく、話を聞いて欲しい
- トラブルへの対処法を知りたい
- 今の治療法のセカンドオピニオンを聞きたい
- 健康上の不安を専門家に相談したい

どんな悩みもまずはこちらに！  
みんなの相談ダイヤル

- メンタルケア カウンセリングサービス
- 弁護士相談サービス
- セカンドオピニオン アレンジサービス
- ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687（サービス利用方法24時間テープ案内）にご連絡ください。  
※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。  
※各サービスは、補償期間（保険期間）中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。  
※弁護士相談サービスは、小笠原六川国際総合法律事務所がご提供します。